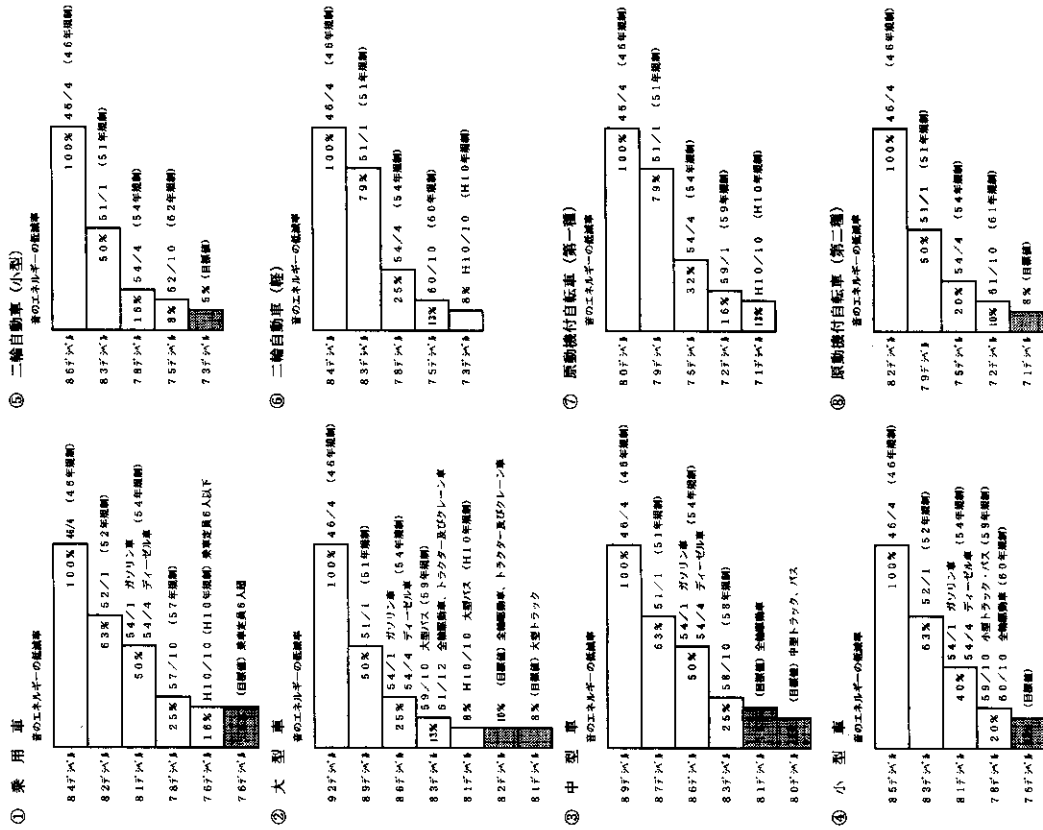


2-8 自動車騒音規制の推移

自動車騒音の区分	自動車騒音の区分	加 速 走 行 騒 音												定 常 走 行 騒 音 及び排気騒音		近 接 排 気 騒 音	
		新 車												新 車	新 車	新 車	新 車
		48年	51年	54年	57年	58年	59年	60年	61年	62年	63年	66年	69年				
大型車	乗用車、原動機最高出力が200馬力以上の自動車	82	88	86	83	83	81	85	85	85	80	82	82	107	96	96	96
中型車	乗用車、原動機最高出力が200馬力以下のものをいう	89	87	86	83	83	81	85	85	85	78	78	105	108	96	96	96
小型車	乗用車、原動機最高出力が200馬力以下のものをいう	85	83	81	78	78	78	85	85	85	74	74	108	108	96	96	96
乗用車	乗用車に用いられる乗用車、原動機最高出力が200馬力以下のものをいう	84	82	81	78	78	76	85	85	85	70	72	103	103	96	96	96
二輪自動車	二輪の小型自動車（総排気量が50ccを超えるもの）及び二輪の乗用自動車（乗用車、原動機最高出力が200馬力以下のものをいう）	88	88	78	75	75	75	85	85	85	74	71	99	94	84	84	84
原動機付自転車	第一種原動機付自転車（総排気量が50cc以下のもの）及び第二種原動機付自転車（総排気量が50ccを超えるもの）	82	82	75	72	72	72	85	85	85	70	65	96	84	84	84	84

(備考) 1 平成10年10月1日、乗用車は平成10年9月1日、輸入車は平成10年4月1日。
2 近接排気騒音の〔 〕内の数値は、車両の構造に關係せずる自動車騒音値

2-9 自動車騒音規制強化の推移 (加速走行騒音)



注1 規制値を音のエネルギーに換算し、46年規制を100%とした。
2 (目標値)は、中央公害対策推進協議会「今後の自動車騒音低減政策のあり方について(中間答申)」(平成9年11月)による。